

(令和7年5月29日発表)

職員の懲戒処分の発令について

◆ 発令日	令和7年5月29日（木）
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

【問合せ】

消防総務課（消防局庁舎3階）

担当 入澤

電話 054-280-0132

報 道 資 料

令和7年5月29日

報道各社 様

静岡市消防局長

職員の懲戒処分が発令について

令和7年5月29日付けで、下記のとおり懲戒処分を発令しました。

記

1 被処分者

駿河消防署 消防士長（主任） 石川 幸四朗 28歳 男性

2 事案の概要

当該職員は、令和6年12月4日午前9時頃、安倍川駅東口のエスカレーターで、自身のスマートフォンを用いて、女性のスカートの中を撮影し、当該女性に自身の手をつかまれたため、当該女性の手を振りほどき逃走した。そして、令和7年2月19日8時頃、性的姿態等撮影容疑で静岡南警察署員に任意聴取され、後日、静岡地方検察庁に送致された。

また、当該職員は、4、5年ほど前から不定期にスカートの中を盗撮する行為を20回程度行っていた。

3 懲戒処分の事由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

（法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行）

4 懲戒処分の内容

免職

5 懲戒処分年月日

令和7年5月29日

【消防局長コメント】

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対して、職場の内外を問わず、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和7年5月29日

静岡市消防局長 なるさわ ひろひさ
成澤 央久